

当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療
を行っている保険医療機関です

【指定医療機関】

生活保護法指定医療機関

被爆者一般疾病指定医療機関

指定難病医療機関

指定自立支援医療機関

医療観察法指定通院医療機関